

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p><b>【延長要望】</b>                  （ア～ウは選択制）                  ア 所得控除（法人税）                  ・ 事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間）                  イ 投資税額控除（法人税）                  ・ 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除                  ・ 500万円を超える建物等8%、50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15%                  ・ 法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定                  ウ 特別償却（法人税、所得税）                  ・ 500万円を超える建物等25%、50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50%                  ・ 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定                  エ エンジェル税制（所得税）                  ・ 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置                  （ア） 指定会社へ投資した年（aとbは選択制）                  a 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除                  b 投資額を他の株式譲渡益から控除                  （イ） 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年）</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
（制度自体の減収額）	（	▲0	百万円）
（改正増減収額）	（	—	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性  昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成 14 年に、金融業務特別地区（以下、金融特区）として創設され、平成 26 年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の経済金融の活性化を図ったものである。</p> <p>今回の改正要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、課税の特例措置の延長を行うものであり、本特例措置を延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動やデジタル化を促すことで、沖縄の経済金融の活性化を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】9 沖縄政策  【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>1. 達成目標  ①経済金融活性化産業の集積  ②設備投資を行った企業の付加価値額の増加  ③事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>2. 測定指標  ①制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数  ②制度を活用した企業の付加価値額の増加率  ③制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>政策の達成目標</p> <p>なお、測定指標①は、前回までは新規立地企業数を指標としていたが、同地区からの撤退企業数が考慮されないため、産業の集積をより正確に測定する観点から撤退企業数も考慮した立地企業の増加数を指標とする。  測定指標②は、前回までは設備投資による付加価値の増加額を指標としていたが、設備投資に起因する付加価値の増加額を測定することが難しく、また、本制度が適用された企業の規模によって当該年度の付加価値額のバラつきが大きくなることから、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の延長要望に併せて制度を活用した企業の付加価値額の増加率を測定指標・目標値とする見直しを行う。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間																		
	同上の期間中の達成目標	<p>令和8年度までに  達成目標①：経済金融活性化産業の集積  測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数  目標値①：18社</p> <p>達成目標②：設備投資を行った企業の付加価値額の増加  測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率  目標値②：2.25%</p> <p>達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進  測定指標③：制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数  目標値③：2件</p>																		
	政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規立地企業数(社)</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>設備投資による付加価値増加額(万円)</td> <td>—</td> <td>214,315</td> <td>115,582</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制の適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各数値は沖縄県調べ</p>			項目	R3	R4	R5	新規立地企業数(社)	14	53	12	設備投資による付加価値増加額(万円)	—	214,315	115,582	エンジェル税制の適用件数(件)	0	0	0
項目	R3	R4	R5																	
新規立地企業数(社)	14	53	12																	
設備投資による付加価値増加額(万円)	—	214,315	115,582																	
エンジェル税制の適用件数(件)	0	0	0																	
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除4件(77百万円)、投資税額控除3件(45百万円)、特別償却1件(47百万円)の適用を見込む。																		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に貢献する。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融関連産業、情報通信関連産業、製造業等の様々な業種の企業の集積を図るものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。																		

また、本特例措置においては、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		R3	R4	R5
所得控除	適用件数	3	2	3
	控除額	106	88	42
投資税額控除	適用件数	4	4	4
	控除額	18	20	51
特別償却	適用件数	3	0	1
	控除額	24	0	47
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	控除額	0	0	0

※令和3年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和5年度は沖縄県調べによる件数及び金額（エンジェル税制を除く）。

※エンジェル税制については各年とも沖縄県調べによる件数及び金額

租税特別措置の適用実績

令和2年度～4年度の適用実態調査結果

(単位：件、百万円)

項目		R2	R3	R4
所得控除	適用件数	2	3	2
	控除額	27	106	88
投資税額控除	適用件数	3	4	4
	控除額	28	18	20
特別償却	適用件数	1	3	0
	控除額	94	24	0
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	控除額	0	0	0

根拠条文：12、37の13、37の13の2、41の19、42の9、45、60、68の13、68の27、68の63

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

平成26年度から令和5年度までの10年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から50社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,218人へ増加し、事業認定が9件、投資税額控除が28件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

令和6年度は保険業に関する企業が2社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち1社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

測定指標：

令和5年度までの成果目標は、

- ① 進出後に本税制を活用した企業数
- ② 本税制を活用した企業による雇用者数の増加

令和8年度までの成果目標は、政策の達成目標に鑑み、

- ③ 経済金融活性化産業の立地企業増加数 18社
- ④ 制度を活用した企業の付加価値額増加率 2.25%
- ⑤ エンジェル税制を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 2件とする。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

実績・見込み：

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 活用企業数 (指標)	22	11	14	—	—	—
① 活用企業数 (実績)	10	6	8	—	—	—
② 雇用者数 (指標)	280	342	435	—	—	—
② 雇用者数 (実績)	—	93	148	—	—	—
③ 立地企業数 (指標)	—	—	—	299	308	317
③ 立地企業数 (実績)	—	—	—	—	—	—
④ 付加価値額増加率 (指標)	—	—	—	0	1.5	2.25
④ 付加価値額増加率 (実績)	—	—	—	—	—	—
⑤ 開拓件数 (指標)	—	—	—	0	0	2
⑤ 開拓件数 (実績)	—	—	—	—	—	—

※活用企業数・雇用者数 (指標) は、R3～R5 は R3 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※R3, 4 年度の活用企業数 (実績) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」。R5 は沖縄県調査。雇用者数 (実績) は沖縄県調査。

※立地企業数・付加価値額増加率 (指標) は R6 年度に将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※開拓件数 (指標) は、沖縄県調べ

前回要望時の達成目標

令和5年度までに  
 達成目標①：経済金融活性化産業の集積  
 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数  
 目標値①：22社  
 達成目標②：設備投資による付加価値額の増加  
 測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額  
 目標値②：440万円  
 達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進  
 測定指標③：制度(エンジェル税施)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数  
 目標値③：4件

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

<前回要望時からの達成度>  
 達成値①：79社  
 達成値②：329,874万円  
 達成値③：0件  
 <目標に達していない場合の理由>  
 ③ 事業拡大による資金調達が控えられたことや、認定を受けている事業者が5社と少なく、投資をする側にとっては選択肢が限られていること、資金調達する企業にとっても、事業認定及び指定の申請に時間を要するため、投資時機を逸すること、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から利用に至らなかった。

これまでの 要望経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>○平成 26 年度<ul style="list-style-type: none"><li>・経済金融活性化特別地区を創設</li><li>・金融特区を廃止</li></ul></li><li>○平成 29 年度<ul style="list-style-type: none"><li>・2年間延長</li></ul></li><li>○平成 31 年度<ul style="list-style-type: none"><li>・2年間延長</li></ul></li><li>○令和 3 年度<ul style="list-style-type: none"><li>・1年間延長</li></ul></li><li>○令和 4 年度<ul style="list-style-type: none"><li>・3年間延長</li></ul></li></ul>
---------------	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室）

項目名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【特例措置の内容】 個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、改修又は増設した場合、当該新設、改修又は増設に係る建物及びその附属設備について特別償却を行う。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 沖縄の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性を有している一方で、観光資源が豊富に存在するという利点を持ち合わせている。観光産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であり、離島地域の旅館業等の設備投資を促進することで、観光産業を振興し、ひいては雇用機会の創出・確保等による地域の活性化を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、依然として、人口減少や高齢化の進行、就業者数の減少などの課題を抱えている。 こうした離島が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、令和4年の沖縄振興特別措置法の改正において、「離島の地域の振興」についての努力義務規定が盛り込まれ、離島の地域の特性に応じた観光の振興や離島の地域における雇用機会の拡充が一層求められている。さらに、沖縄島北部及び西表島が奄美群島とともに世界自然遺産に登録されたことを契機として、本年改正された奄美群島振興開発特別措置法では、沖縄との連携が基本理念に盛り込まれ、産業の活性化や雇用創出が期待されるなど、離島地域の振興の必要性が増している。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を果たす観光産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要である。とりわけ、宿泊施設は、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であり、交流人口の増加にも寄与することから、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 9. 沖縄政策</p> <p>【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																
		政策の達成目標	<p>【政策の達成目標】</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の設備投資を促進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>離島の宿泊施設の収容人員数</p> <p>【目標値】</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R9.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>67,812</td> </tr> </table> <p>(目標値設定の考え方)</p> <p>令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。</p> <p>(参考)</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H31.3</td> <td>R2.3</td> <td>R3.3</td> <td>R4.3</td> <td>R5.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>45,930</td> <td>49,886</td> <td>53,221</td> <td>55,448</td> <td>56,444</td> </tr> </table> <p>出典：沖縄県「離島関係資料」</p> <p>○達成目標・測定指標の変更理由</p> <p>従前の達成目標・測定指標は、複数業種を想定して設定したが、産業全般の影響を受けやすいため、対象業種に特化した離島の旅館業等に係る達成目標へ変更し、有効性等の検証をより適切に行えるよう、測定指標を変更した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前の達成目標：離島の特色をいかした産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。</li> <li>従前の測定指標：沖縄の離島地域の就業者数</li> </ul>		R9.3	収容人員数	67,812		H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444
			R9.3																
		収容人員数	67,812																
	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3														
収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444														
租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）																		
同上の期間中の達成目標	<p>○離島の宿泊施設の収容人員数</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R8.3</td> <td>R9.3</td> </tr> <tr> <td>収容人員数</td> <td>64,970</td> <td>67,812</td> </tr> </table> <p>出典：沖縄県「離島関係資料」の実績データに基づき推計</p> <p>※令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。</p>		R8.3	R9.3	収容人員数	64,970	67,812												
	R8.3	R9.3																	
収容人員数	64,970	67,812																	
政策目標の達成状況	<p>《従前の政策目的及び達成目標の状況》</p> <p>離島の特色をいかした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。</p>																		



○測定指標（沖縄の離島地域の就業者数：61,150人（令和5年度））の実現状況〔達成度：％〕

令和2年度（実績）：57,700人※令和2年国勢調査（R2.10.1時点）

令和3年度（推計）：60,111人

令和4年度（推計）：60,191人

令和5年度（推計）：60,834人〔99.5％〕

※令和2年度は国勢調査の結果

※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」（沖縄県）の年度の伸び率により推計

※令和3年度に要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の達成目標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。

（参考）沖縄県全体の就業者数

（単位：人）

	R2	R3	R4	R5
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%

出典：沖縄県「労働力調査」（毎月実施する約2,400世帯のサンプリング調査）

※各年度末の数値

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 従前の達成目標に対する直接的効果

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた新規雇用者数の見込みは337人となっており、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。

また、県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している。

【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】

（単位：件、人）

	R4	R5
確認件数	7	24
新規雇用者数	18	319

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

2. 新たな達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

沖縄県知事への確認申請書内にて、「今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について」アンケートを設けており、事業者が沖縄県知事へ申請した確認申請書によると取得等による効果の見込み（合計・平均）は以下のとおり。

- ・客室数の増数：（合計）546室、（平均）17.6室
- ・収容人員数の増数：（合計）1,627人、（平均）52.5人
- ・年間宿泊者数の増数（合計）288,363人、（平均）9,302人
- ・新規雇用者数：（合計）337人、（平均）10.9人

		<p>※令和4年度及び令和5年度に事業者が沖縄県知事に申請した確認申請書（31件）に基づき集計。 ※令和6年3月31日現在。</p> <p>3. 適用数が僅少であることについて 県知事による事前確認制度が導入され、新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要したことから、令和4年度は適用数が僅少となっているが、制度の周知活動を徹底したことにより、令和5年度は前年度と比較して県知事確認件数が約3.5倍に増えている。さらに、県知事確認申請書に記載する「受けようとする特例の種類」の回答によると、いずれも20件以上の適用が見込まれている。</p> <p>県知事確認時の受けようとする特例の種類（複数選択） （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税（法人税・所得税）</td> <td>6</td> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>県税（事業税）</td> <td>7</td> <td>22</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>県税（不動産取得税）</td> <td>7</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>市町村税（固定資産税）</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県知事に提出された確認申請書による。</p>		R4	R5	計	国税（法人税・所得税）	6	21	27	県税（事業税）	7	22	29	県税（不動産取得税）	7	23	30	市町村税（固定資産税）	6	20	26
	R4	R5	計																			
国税（法人税・所得税）	6	21	27																			
県税（事業税）	7	22	29																			
県税（不動産取得税）	7	23	30																			
市町村税（固定資産税）	6	20	26																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>平年度で2件、58,291千円の特別償却の適用が見込まれる。 ※件数及び適用額は令和4年度以前の5年間（平成30年度～令和4年度）の平均値。</li> <li>沖縄県知事に提出された確認申請書に基づけば、令和5年度では、21件の特別償却の適用が見込まれており、制度の周知等により、今後、更なる適用が見込まれている（令和5年度は6月末時点で、県知事確認申請が2件だったのに対し、令和6年度は同月末時点で10件の申請が行われている）。</li> </ul>																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	離島地域への入域観光客数がコロナ禍から順調に回復傾向にあり、コロナ禍を経てワーケーションを行う人材も増える中で、本特例措置により宿泊施設の収容人員数が増加することで、受入体制の強化につながり、観光需要を一層取り込む効果が見込まれる（令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請における収容人員数の増は1,627人、年間宿泊者数の増見込みは288,363人となっている）。																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>上述の政策目的を民間活力をいかして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。</p> <p>事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが必要と考えられる。また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも国の最終的な負担が少ないという点において、手段としての適切性が認められる。</p> <p>本特例措置は、今後、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブとなり、離島地域における受入機能の強化及び観光満足度の向上が期待できることから、観光資源を豊富に有する沖縄の離島地域の振興を民間活力をいかして行うには、引き続き政策的に旅館業等の設備投資を促進していく必要がある。</p>																				
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○過去3年間の適用実績</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="564 703 1492 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>18,452</td> <td>1</td> <td>651</td> <td>2</td> <td>63,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和3年度及び令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。</p> <p>(注2) 令和5年度以降は推計値を記載している。</p> <p>令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者によるその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績=8.3%)。</p>	項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特別償却	1	18,452	1	651	2	63,812
	項目	令和3年度			令和4年度		令和5年度																
		件数	金額	件数	金額	件数	金額																
特別償却	1	18,452	1	651	2	63,812																	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○適用実態調査結果(適用件数、適用額)</p> <p>(租税特別措置法の条項：第45条)</p> <p>【特別償却】</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="564 1218 1492 1335"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>4,360</td> <td>248,457</td> <td>22,686</td> <td>18,452</td> <td>651</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。</p>	年度	H30	R元	R2	R3	R4	件数	1	3	2	1	1	金額	4,360	248,457	22,686	18,452	651			
年度	H30	R元	R2	R3	R4																		
件数	1	3	2	1	1																		
金額	4,360	248,457	22,686	18,452	651																		
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、旅館業の設備投資を促進し、宿泊施設の施設数及び収容人員数が増加することで、新規の雇用が必要になり、従事者数の維持・確保が図られる。</p> <p>令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた新規雇用者数の見込みは337人となっており、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。</p> <p>【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、人)</p> <table border="1" data-bbox="564 1731 1468 1912"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4(実績)</th> <th>R5(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>7</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>18</td> <td>319</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 沖縄県知事に提出された確認申請書による。</p> <p>また、令和4年度税制改正による取得価格要件緩和等によって適用された事業者も確認できており、制度の周知等により、今後、更なる活用が見込まれる。</p>		R4(実績)	R5(実績)	確認件数	7	24	新規雇用者数	18	319												
	R4(実績)	R5(実績)																					
確認件数	7	24																					
新規雇用者数	18	319																					

		<p>(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満 : 1 件</li> <li>・改修 : 1 件</li> </ul>															
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>沖縄の離島地域の就業者数 : 61,150 人 (令和5年度)</p>															
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○従前の達成目標 (沖縄の離島地域の就業者数) の実現状況 達成度は 99.5% であり、所期の目標は概ね達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の離島地域の就業者数 : 60,834 人 (令和5年度) [達成度 : 99.5%]</li> </ul> <p>令和2年度(実績) : 57,700 人 ※令和2年国勢調査 (R2.10.1 時点) 令和3年度(推計) : 60,111 人 令和4年度(推計) : 60,191 人 令和5年度(推計) : 60,834 人 [99.5%] ※令和2年度は国勢調査の結果 ※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」(沖縄県)の年度の伸び率により推計 ※令和3年度に要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の達成目標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。</p> <p>(参考) 沖縄県全体の就業者数</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業者総数</td> <td>718,000</td> <td>748,000</td> <td>749,000</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>対前年比</td> <td>-1.24%</td> <td>4.18%</td> <td>0.13%</td> <td>1.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 沖縄県「労働力調査」(毎月実施する約 2,400 世帯のサンプリング調査) ※各年度末の数値</p>		R2	R3	R4	R5	就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000	対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%
	R2	R3	R4	R5													
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000													
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長 令和3年度 1年延長 令和4年度 3年延長、拡充 (「改修」の追加、取得下限額の引下げ(500万円以上))</p>																

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要望の内容	<p>【沖縄振興開発金融公庫に係る措置】</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 9. 沖縄政策 施策 9. 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者の存在をふまえ、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長を行う
		同上の期間中の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度予算において、下記の通り措置している。 ・沖縄振興開発金融公庫出資金：106,140,000千円※ ※令和2年度からの繰越による
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p> <p>令和6年度税制改正においては、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。</p>	

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

項 目 名	公益信託制度改革等に伴う所要の措置		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>公益信託制度については、「新しい資本主義」が目指す、民間も公的役割を担う社会を実現するべく、公益法人制度改革と併せて見直しを行っており、令和 6 年 5 月、公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）を全部改正した公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）が公布され、2 年以内の施行を予定する。</p> <p>公益信託の税制優遇に関しては、新しい公益信託法において認可基準等を法定し、公益法人と共通の枠組みで認可・監督する制度としたことを踏まえ、令和 6 年度税制改正において、これまで信託財産として受け入れる財産を金銭に限る等、一定の要件を満たしたもののみが優遇を受けていた税制を見直し、新しい公益信託法によって認可を受けた全ての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受ける制度となった。</p> <p>また、公益法人等に金銭以外の財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税措置の「一般特例」について、公益信託もその対象に追加された（租税特別措置法第 40 条）。</p> <p>今回、公益信託制度が公益法人と共通の枠組みで認可・監督される制度であることを踏まえ、譲渡所得等非課税の「承認特例」の対象として追加されることを要望するとともに、公益信託制度に整合的な「一般特例」及び「特定買換資産の特例」の適用その他新公益信託法の施行に向けた所要の措置をすること等を要望する。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	
（改正増減収額）	（	— 百万円）	



新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

公益信託制度について、公益法人と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築し、民間による公益的活動の活性化を図る。

(2) 施策の必要性

今回の公益法人制度及び公益信託制度の改革は、骨太の方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新資本実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において「（民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討とあわせて、）民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とされたことを契機とするものであり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現するものである。

民間公益活動の中核である公益法人制度、それと社会的に同様な機能を営む公益信託制度は、かねてより両者を整合性のとれた制度とすることが求められてきた。今回の改革では、両者を一体のものとして共通の行政庁による公益認定制度を構築することとされ、骨太の方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び新資本実行計画 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき、関連法案が令和 6 年の通常国会に提出され、同年 5 月、公益法人法改正法、新公益信託法が可決・成立した。

（参考）

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達への優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。（以下略）

4. 包摂社会の実現

（共生・共助社会づくり）

（略）寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024 年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。（以下略）

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大

富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。

	<p>2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援</p> <p>①公益法人の改革</p> <p>公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（用途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。</p> <p>公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。</p> <p>このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。</p> <p>○新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告（令和5年6月2日）</p> <p>4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備</p> <p>①イ(ウ)公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。</p> <p>○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋）</p> <p>「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策 18. 公益認定等 施策 22. 公益法人制度改革等の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>公益信託の特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>新公益信託法施行（令和8年度予定）以降、恒久措置を要望。</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現行制度における公益信託の利用状況は以下のとおり。  (現行の公益信託(信託協会加盟分))  令和6年3月31日時点  信託財産残高:535億円 件数:378件  助成額:27億円(年間)  出典:信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>公益信託は、公益法人制度と比較して、機関や事務所の設置が不要である等の特色があるにも関わらず、現状、普及が進まず、公益的活動におけるその役割を全く果たせていない。</p> <p>今般、公益信託制度改革として、主務官庁による許可・監督を廃止し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築するための法律が令和6年通常国会で可決・成立。現状の公益法人と同等の税制優遇措置と相俟って公益信託を活用した民間による公益的活動が活性化することが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>【令和6年度税制改正】</p> <p>○公益信託の信託財産に係る収益・費用及び所得について非課税。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】</p> <p>○公益信託の信託財産として拠出された財産について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様の別枠の損金算入限度額の対象及び寄附金控除の対象とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】</p> <p>○公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、対象に公益信託を追加。【所得税】</p> <p>○公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする。【相続税】</p> <p>○受託者の法人・個人に関わらず、個人が公益信託から学資に充てるため給付を受けた財産について、非課税。【所得税・贈与税】</p> <p>○公益信託認可を受けた公益信託の契約書に係る印紙税非課税。【印紙税】等</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>公益信託は、委託者からの財産拠出により社会的課題に取り組む多種多様な事業を営む仕組みであり、予算事業による助成金ではなく、税制優遇を受けることで、委託者の意思を最大限尊重しつつ、幅広くその財産を社会的課題解決に活用することが可能となり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」につながる。</p> <p>今般の公益信託制度改革は、公益法人と共通の枠組みとすることが改革の中心であり、公益法人と同等の税制優遇措置が不可欠である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	公益信託の特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(公益信託法未施行)
これまでの要望経緯	令和6年度要望において、所得税・法人税・相続税等について公益法人並みの税制措置を要望。公益法人等に対する金銭以外の財産の寄附に係る譲渡所得等の非課税措置については、一般特例が認められている。	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府大臣官房総合政策推進室）

項目名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討											
税目												
要望の内容	<p>「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）において、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。」とされたことを受け、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキング・グループを設置して検討を進めている。</p> <p>従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="901 846 1495 1008"> <tr> <td data-bbox="901 846 1228 900">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 846 1300 900">—</td> <td data-bbox="1300 846 1495 900">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 900 1228 954">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 900 1300 954">（</td> <td data-bbox="1300 900 1495 954">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 954 1228 1008">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 954 1300 1008">（</td> <td data-bbox="1300 954 1495 1008">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、同会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態を見直し、同会議を国から独立した法人格を有する組織とすることも俎上に載せて議論し、得られた結論に則った組織とする。</p> <p>新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、日本学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。</p> <p>日本学術会議の在り方については、これまでも累次にわたり改革が求められてきた中、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」と記載された。</p> <p>上記閣議決定を踏まえ、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため、内閣府特命担当大臣の下に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設置して検討を進め、「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）において、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とすることとされたことを受け、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキング・グループを設置して検討を進めている。</p> <p>なお、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「日本学術会議が世界最高のアカデミーとして科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討等を進める。」と決定された。</p> <p>従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。</p>			
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策 27. 日本学術会議          施策 31. 日本学術会議に関する施策の推進</p>	
		政策の達成目標	<p>新たな日本学術会議が、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与すること。</p>	
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>期限の定めのない措置</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	同上の期間中の達成目標	<p>—</p>		

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、新たな日本学術会議において、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること並びに科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進めることなどの機能を効率的に実施することが可能となり、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>日本学術会議は、昭和 24 年に内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として設立され、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるためにこれまで活動を行ってきた。</p> <p>現在、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会において、その在り方に関する具体的な検討を進めているが、新たな日本学術会議の使命及び目的は「日本学術会議の法人化に向けて」（令和 5 年 12 月 22 日内閣府特命担当大臣決定）において、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。」とされていることを鑑みると、従前と同様、極めて公共性の高い業務を担う組織であるといえる。</p> <p>また、同決定においては、政府が必要な財政支援を行うこととされていることからしても、限られた予算の中で効率的にその機能を果たしていく必要があり、新組織の公共性を鑑み、税制上の措置を検討することが妥当である。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	



(内閣府地方創生推進事務局)

項 目 名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和 6 年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約 9 割）を維持した上で、令和 6 年度までとなっている税額控除の特例措置を 5 年間（令和 11 年度まで）延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2</li> <li>・ 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 2</li> <li>・ 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8</li> </ul>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( ▲1,300 百万円) ( — 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本税制については、平成 28 年度の制度創設以降、企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。また、令和 2 年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、企業からの寄附金額・寄附件数が大幅に増加するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成 28 年度から令和 5 年度までの累計で 1,536 団体となった。</p> <p>政府は「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5 年 12 月 26 日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされていることから、本税制はデジタル田園都市国家構想の実現に向けた重要な施策であるといえる。</p> <p>また、上述のとおり、本税制は企業・地方公共団体の間で着実に浸透しつつあり、企業や地方公共団体から本税制の延長を求める声が寄せられている。</p> <p>このような状況を踏まえ、デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約 9 割）を維持した上で、税額控除の特例措置を延長することが必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策 5 地方創生 施策 5 地方創生に関する施策の推進</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版） （令和 5 年 12 月 26 日閣議決定） 第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1. 取組方針 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる （施策の方向） 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 このほか、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進する。</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略 （令和 4 年 12 月 23 日閣議決定） 第 4 章 各分野の施策の推進 1. 分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 （b）企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。</p> <p>2. 分野別の施策の推進 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ 地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 （a）地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税（人材派遣型）について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>下記の観点を踏まえ、令和 11 年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることを目標とする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完</p> <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>5 年間（令和 7 年度～令和 11 年度）</p>

	同上の期間中の達成目標	<p>本税制を活用した事業（計画）について、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）を8割以上とする。</p> <p>また、上記目標を補完するものとして、本税制を活用したことのある累計地方公共団体数及び地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。</p>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）の割合（令和5年度実績） 81%</li> <li>・本税制を活用したことのある地方公共団体数 1,536 団体（平成28年度～令和5年度累計）</li> <li>・寄附額（平成28年度～令和5年度累計） 1,246.5 億円</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。</p> <p>【令和7年度概算要求】0.5 億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするためには、本税制を延長した上で、地方公共団体や民間企業等に向けた広報を強化し、本税制の活用を一層促進する必要がある。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としており、地域再生基本方針においては地域再生の意義を「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である」としている。</p> <p>本税制は、国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくことに加え、地方公共団体間の競争を促進することを目的としていることから、地域再生法の目的及び地域再生基本方針における地域再生の意義に照らしても、本税制の延長は極めて妥当であるということが出来る。</p> <p>また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業の間をつなぐを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされていることから、令和7年度以降も本制度を存置することが必要である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 28 年度～令和 4 年度の適用実績は以下のとおり。</p> <p>【平成 28 年度】 単体法人・・・56 件、5,985 千円 連結法人・・・2 件、110 千円</p> <p>【平成 29 年度】 単体法人・・・109 件、26,971 千円 連結法人・・・7 件、482 千円</p> <p>【平成 30 年度】 単体法人・・・164 件、37,564 千円 連結法人・・・6 件、232 千円</p> <p>【令和元年度】 単体法人・・・176 件、62,080 千円 連結法人・・・12 件、2,497 千円</p> <p>【令和 2 年度】 単体法人・・・358 件、302,638 千円 連結法人・・・14 件、96,770 千円</p> <p>【令和 3 年度】 単体法人・・・922 件、861,354 千円 連結法人・・・26 件、73,331 千円</p> <p>【令和 4 年度】 単体法人・・・1,498 件、1,272,063 千円 連結法人・・・12 件、58,949 千円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置の適用実績に同じ。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらし、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。
	前回要望時の達成目標	<p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和 6 年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進</li> <li>・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進</li> <li>・本社機能の移転促進税制の補完</li> </ul>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまでに本税制を活用したことのある地方公共団体は平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,536 団体に上り、寄附額も同じく平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,246.5 億円となるなど、本税制を活用した事業の目標の達成において大きな効果があったといえる。一方で、デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化のためには、引き続き本税制による後押しが必要である。

これまでの  
要望経緯

- ・平成28年度：新設
- ・平成31年度：運用改善の実施
- ・令和2年度：適用期間の延長及び税制優遇措置の拡充等

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室）

項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等								
税目	法人税								
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下「措置実施計画」という。）について、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた事業者が、特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い取得した器具・備品についても課税の特例措置の適用対象に追加する。</li> <li>○ その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</li> </ul> <p>&lt;経済産業省及び国土交通省との共同要望&gt;</p> <p>【関係条文】                  沖縄振興特別措置法第8条、第9条                  租税特別措置法第42条の9                  租税特別措置法施行令第27条の9                  租税特別措置法施行規則第20条の4                  地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号                  地方税法附則 第33条第1項</p> <table border="1" data-bbox="901 1169 1501 1339"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲155 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ ▲0 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲155 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲155 百万円								
（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位であるところ、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興策が講じられている。観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないといった課題を抱えている。</p> <p>観光客一人当たりの消費単価の向上と平均滞在日数の延伸に向けて、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など「質の向上」に向けた施策に取り組んでいるところ、沖縄を訪れる観光客の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、民間の活力を活用し魅力のある観光関連施設を充実させていく必要がある。</p> <p>以上のことから、民間主導による観光関連施設の設置のため、更なる投資促進が図られるよう、本特例措置を講ずる。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 9 沖縄政策 【施策】 9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。</p> <p>○ 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定民間観光関連施設への累計投資額</li> <li>・ 民間観光関連施設数</li> </ul> <p>○ 目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円</li> </ul> <p>&lt;算出方法&gt; 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額＝17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)＝31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】</p> <p>※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間観光関連施設の設置数 令和8年度民間観光関連施設数：304施設</li> </ul> <p>&lt;算出方法&gt; 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。</p> <p style="text-align: center;">R5                      R8 施設数    259施設    ⇒    304施設    (+45施設)</p> <p style="text-align: right;">【沖縄県調査を基に算出】</p> <p>○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・ 従前の達成目標 ①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間																																			
	同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 上記達成目標と同じ																																			
	政策目標の達成状況	<p>○ 過去の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の活用対象となる特定民間観光関連施設のうち本制度が適用された施設の設備投資額</li> </ul> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>28,221</td> <td>0</td> <td>2,687</td> <td>0</td> <td>832</td> </tr> </tbody> </table> <p>【年間投資額はR1年度からR4年度まで沖縄県調査、R5年度は事業者申請書】 ※令和元年度：取得価額の情報が取得できないため、課税標準額を取得価額としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間観光関連施設数（累計）</li> </ul> <p style="text-align: right;">単位：施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間観光関連施設</td> <td>222</td> <td>229</td> <td>233</td> <td>237</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>うち、特定民間観光関連施設</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>うち、宿泊施設</td> <td>203</td> <td>210</td> <td>209</td> <td>213</td> <td>234</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特定民間観光関連施設は沖縄県調査。宿泊施設は沖縄県「宿泊施設実態調査」】 ※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。 ※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテル数を記載。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	投資額	28,221	0	2,687	0	832		R1	R2	R3	R4	R5	民間観光関連施設	222	229	233	237	259	うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25	うち、宿泊施設	203	210	209	213
	R1	R2	R3	R4	R5																																
投資額	28,221	0	2,687	0	832																																
	R1	R2	R3	R4	R5																																
民間観光関連施設	222	229	233	237	259																																
うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25																																
うち、宿泊施設	203	210	209	213	234																																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和7年度以降、平年度で5件、190百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。</p> <p>※平成30年度～令和4年度実績の平均値、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により算出。 【平成30年度～令和4年度実績は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による】 【拡充に伴う適用見込みは事業者ヒアリング・沖縄県提供情報による】</p>																																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>○ 今後の達成見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定民間観光関連施設の設備投資額</li> </ul> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>1,559</td> <td>1,559</td> <td>1,559</td> </tr> </tbody> </table> <p>(考え方) 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額＝17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 【沖縄県調査を基に算出】</p> <p>※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。</p>		R6	R7	R8	投資額	1,559	1,559	1,559																											
	R6	R7	R8																																		
投資額	1,559	1,559	1,559																																		



		<p>・民間観光関連施設数（累計） <span style="float:right">単位：施設</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align:center">R6</td> <td style="text-align:center">R7</td> <td style="text-align:center">R8</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">民間観光関連施設</td> <td style="text-align:center">274</td> <td style="text-align:center">289</td> <td style="text-align:center">304</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">うち、特定民間観光関連施設</td> <td style="text-align:center">29</td> <td style="text-align:center">33</td> <td style="text-align:center">37</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">うち、宿泊施設</td> <td style="text-align:center">245</td> <td style="text-align:center">256</td> <td style="text-align:center">267</td> </tr> </table> <p>※観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設と宿泊施設）の設置数とする。</p> <p>※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。平成24年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値4件を目標値に採用。</p> <p>※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。平成27年度から令和4年度までの平均増加数を目標値に採用。</p>		R6	R7	R8	民間観光関連施設	274	289	304	うち、特定民間観光関連施設	29	33	37	うち、宿泊施設	245	256	267			
			R6	R7	R8																
		民間観光関連施設	274	289	304																
		うち、特定民間観光関連施設	29	33	37																
うち、宿泊施設	245	256	267																		
当該要望項目以外の税制上の措置	<p>・事業所税の資産割の課税標準の特例</p> <p>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</p>																				
予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																				
相当性	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる特例措置が的確な手段である。</p> <p>また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。</p> <p>適用実績が伸び悩んでいる理由としては、近年のコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は現在回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられるところ、観光産業の回復及び更なる発展を後押ししていくためにも、本特例措置の継続が必要である。</p>																				
これまでの税制特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>○過去3年間の適用実績 <span style="float:right">(単位：件、百万円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td style="text-align:center">1</td> <td style="text-align:center">28</td> <td style="text-align:center">2</td> <td style="text-align:center">18</td> <td style="text-align:center">3</td> <td style="text-align:center">35</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 ※令和5年度の件数及び金額は推計。</p>	項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	1	28	2	18	3	35
項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額															
投資税額控除	1	28	2	18	3	35															

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

○過去3年間の適用実態調査結果

(単位：件、百万円)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	1	1	1	28	2	18

【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本特例措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。

また、税負担を軽減することによって、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促すことで、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の消費額と滞在日数の増加にもつながることが期待される。

・観光関連指標の推移

項目	年度									
	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
入域観光客数(万人)	592	877	958	1,000	947	258	327	677	853	
観光収入(億円)	3,997	6,603	6,979	7,341	7,047	2,485	2,924	7,013	8,507	
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.75	3.71	3.68	3.59	3.70	4.17	4.42	4.25	4.04	
観光客一人当たりの県内消費額(円)	67,459	75,297	72,853	73,374	74,425	99,956	91,555	103,706	99,699	

【沖縄県調査】

※令和2年度～令和5年度は新型コロナウイルスの影響のため試算値。

前回要望時の達成目標

○所期の達成目標(令和4年度税制改正要望時)

①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%(令和5年度)

(考え方)

6件/168施設+6件=3.4%(令和4・5年度の投資が全て新設の場合)

6件/168施設=3.6%(令和4・5年度の投資が全て増設の場合)

※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況

※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため(本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する)、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。

・本税制措置の適用を受けた施設(県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55%

・本税制措置の適用を受けた事業所(現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る)の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）</li> <li>・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）</li> </ul>																										
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○所期の達成目標の達成状況</p> <p>①県内の対象施設等における事業認定申請率： 1件/173施設=0.6%（令和5年度）</p> <p>（考え方） 令和5年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全173施設。 ※施設数は沖縄県調べによる実績。</p> <p>（補足） 令和3年度に当要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたところ、結果的には3年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と本税制の期限年度にずれが生じている。 ※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考えられる。</p> <p>○目標未達の理由 令和3年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。 しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、令和2年度には前年度比（▲8割減（約14億円））と大きく落ち込み、令和3年度から令和5年度までにおいても約30億円と、令和元年度の5割程度の低い水準で推移している。観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="563 1630 1477 1787"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設(設備)に係る貸付実績</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>80件</td> <td>53件</td> <td>27件</td> <td>31件</td> <td>47件</td> </tr> <tr> <td>貸付額</td> <td>7,249百万円</td> <td>1,386百万円</td> <td>3,408百万円</td> <td>3,099百万円</td> <td>3,065百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】</p>			沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設(設備)に係る貸付実績							R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	件数	80件	53件	27件	31件	47件	貸付額	7,249百万円	1,386百万円	3,408百万円	3,099百万円	3,065百万円
		沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設(設備)に係る貸付実績																										
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																						
件数	80件	53件	27件	31件	47件																							
貸付額	7,249百万円	1,386百万円	3,408百万円	3,099百万円	3,065百万円																							
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p>																										

	<p>平成 26 年度</p> <p>平成 29 年度</p> <p>令和元年度</p> <p>令和 3 年度</p> <p>令和 4 年度</p>	<p>観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）</p> <p>2 年間延長</p> <p>1 年間延長</p> <p>3 年間延長等（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）</p>
--	--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等										
税目	法人税										
要望の内容	<p><b>【延長】</b>                  沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、以下の課税の特例について、適用期限（令和7年3月31日）から2年間の延長を要望する。</p> <p>（情報通信産業振興地域）                  ア 投資税額控除（法人税）                  ・対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除                  (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8%                  (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの 15%                  ・法人税額の20%が上限額（繰越4年）、取得価額の上限額20億円                  ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>（情報通信産業特別地区）                  イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度）                  ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後10年間）</p> <p><b>【その他】</b>                  適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p>&lt;総務省及び経済産業省と共同要望&gt;</p> <table border="1" data-bbox="885 1326 1495 1489"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>▲100 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	▲100 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	▲100 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的  
 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。  
 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性  
 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。  
 今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた情報通信関連産業の集積に加え、対象事業への追加、認定要件への従業員給与水準向上の追加等により、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図っていくこととしている。  
 本特例措置を拡充・延長することにより、引き続き、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 9. 沖縄政策 【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進													
		政策の達成目標	1 達成目標 ・ 県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・ 情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・ 税制を活用した新規立地企業の数 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率													
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間													
		同上の期間中の達成目標	・ 税制を活用した新規立地企業数 2社以上/年 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率を平年1.2%以上向上													
		政策目標の達成状況	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)
	令和4年度	令和5年度														
県内の情報通信関連企業(社)	531	563														
情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0														
税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1														
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5														

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で所得控除1件、投資税額控除1件の適用を見込む。																							
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所税の資産割の課税標準の特例</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> </ul>																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業の振興や自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>526</td> <td>104</td> <td>1,032</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。</p>			R3年度	R4年度	R5年度	所得控除	適用法人数(件)	1	1	1	減収額(百万円)	1	1	1	投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23	減収額(百万円)	526	104	1,032
			R3年度	R4年度	R5年度																				
所得控除	適用法人数(件)	1	1	1																					
	減収額(百万円)	1	1	1																					
投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23																					
	減収額(百万円)	526	104	1,032																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>過去3年間の適用実態調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>569</td> <td>526</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			R2年度	R3年度	R4年度	所得控除	適用件数(件)	1	1	1	控除額(百万円)	2	3	2	投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8	控除額(百万円)	569	526	104	
		R2年度	R3年度	R4年度																					
所得控除	適用件数(件)	1	1	1																					
	控除額(百万円)	2	3	2																					
投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8																					
	控除額(百万円)	569	526	104																					

<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>【令和4年度から令和6年度における測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上/年</li> <li>・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上</li> </ul> <p>測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。</p> <p>本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加</li> <li>・情報通信関連企業の労働生産性向上</li> </ul> <p>2 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上/年</li> <li>・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上</li> </ul>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。</p> <p>新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業振興地域の創設</li> </ul> <p>平成14年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区の創設</li> </ul> <p>平成19年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和)</li> </ul> <p>平成24年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。</li> </ul>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—

※実績については沖縄県調べ。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</li> </ul> <p>平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲</li> <li>・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人）</li> <li>・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加</li> <li>・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超）</li> </ul> <p>平成29年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>平成31年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間延長</li> </ul> <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間延長</li> <li>・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止</li> <li>・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止</li> <li>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</li> </ul>
--	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（内閣府政策総括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p><b>【その他】</b> ○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p><b>【延長する課税の特例】</b> (1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） (1) 投資税額控除（法人税） ・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 (2) 特別償却（法人税、所得税） ・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円</p> <p>&lt;経済産業省と共同要望&gt;</p>	
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 ( ▲100 百万円) ( — 百万円)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に寄与するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基礎となる製造業等の振興を図るための施策である。</p> <p>今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、課税の特例措置の延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図り、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,034百万円、令和8年度までに2,068百万円増加させる。</p> <p>※計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績47百万円に、令和6年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数22社を乗じて算出。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和9年3月31日までの2年間</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額</p>		

	政策目標の達成状況	<p>【達成目標の達成状況】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">R4</th> <th style="width: 15%;">R5</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定を受けた先の付加価値額の増加額</td> <td style="text-align: center;">▲55,385</td> <td style="text-align: center;">53,502</td> <td style="text-align: center;">▲1,883</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県の調査 (R4 認定事業者 (13 者)、R5 認定事業者 (27 者) の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)</p>		R4	R5	合計	計画認定を受けた先の付加価値額の増加額	▲55,385	53,502	▲1,883
	R4	R5	合計							
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額	▲55,385	53,502	▲1,883							
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 19 件 (152 百万円)、特別償却 3 件 (87 百万円) の適用を見込む。								
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。</p> <p>このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに生産性向上に資する DX (デジタルトランスフォーメーション) の実現を強力に推進するものであり、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。</p>								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所税の資産割の課税標準の特例</li> <li>・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> </ul>								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—								
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を推進するものである。</p> <p>これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>								

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		R2	R3	R4
投資税額控除	適用件数	25	13	16
	減収額	135	42	84
特別償却	適用件数	6	4	0
	減収額	55	25	0

※R2年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		R2	R3	R4
投資税額控除	適用件数	25	13	16
	適用額	135	42	84
特別償却	適用件数	6	4	0
	適用額	233	107	0

根拠条文：12、42の9、45

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成28年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成27年度まで本制度を活用していた事業者が、平成28年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込

(単位：社、百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者数(指標)	60	70	82	—	—	—
活用事業者数(実績)	26	31	17	16	21	—
活用事業者数(見込)	—	—	—	—	—	22
設備投資額(指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—
設備投資額(実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—
設備投資額(見込)	—	—	—	—	—	11,569

※R1年度からR3年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4年度からR6年度は指標がなく「—」とした。

※活用事業者数(実績)は、R1年度からR4年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度沖縄県調査

※R6年度活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より

		<p>※R6 設備投資額（見込）は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 526 百万円に R6 年度活用事業者数（見込）22 件を乗じて算出</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合） 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額 （脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合） 本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和 5 年度における削減率</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。</p> <p>本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域の創設</li> </ul> </li> <li>○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 年間延長</li> </ul> </li> <li>○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設</li> <li>・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大</li> <li>・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超）</li> </ul> </li> <li>○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超）</li> </ul> </li> <li>○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和 4 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称</li> <li>・3 年間延長</li> <li>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</li> </ul> </li> </ul>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【拡充要望】</p> <p>○課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる。</p> <p>【その他】</p> <p>○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p>【延長する課税の特例】</p> <p>（1）～（3）は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ）</p> <p>（1）投資税額控除（法人税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8%</li> <li>・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの 15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>（2）特別償却（法人税、所得税）</p> <p>ア 1,000万円を超える建物等 25%、100万円を超える機械及び装置 50%</p> <p>イ 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>（3）所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後10年間）</p>	
	<p>&lt;経済産業省と共同要望&gt;</p>	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性  昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。係る状況下、沖縄振興特別措置法が令和 14 年 3 月 31 日まで延長をしたところであるが、国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】 9 沖縄政策  【施策】 9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>1 達成目標  ・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加  2 測定指標  ・本制度を活用した企業数の増加</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1. 達成目標  令和 8 年度までに次の目標を達成する。  ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。  ※年平均で 24 社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算  2. 参考指標  ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数  ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数  ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額</p>



	<p>政策目標の達成状況</p>	<p><b>【政策目標の達成状況】</b>  国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、本税制を活用しつつ着実に増加しており、政策的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。</p> <p>① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1" data-bbox="646 376 1406 456"> <thead> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>223</td> <td>196</td> <td>251</td> <td>263</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>② ①のうち新規立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1" data-bbox="639 568 1412 649"> <thead> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>20</td> <td>65</td> <td>15</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位：社)</p> <table border="1" data-bbox="639 757 1412 837"> <thead> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調査</p>	R1	R2	R3	R4	R5	223	196	251	263	265	R1	R2	R3	R4	R5	44	20	65	15	22	R1	R2	R3	R4	R5	2	0	2	1	1
R1	R2	R3	R4	R5																												
223	196	251	263	265																												
R1	R2	R3	R4	R5																												
44	20	65	15	22																												
R1	R2	R3	R4	R5																												
2	0	2	1	1																												
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>今後、平年度で所得控除 2 件 (149 百万円)、投資税額控除 33 件 (226 百万円)、特別償却 5 件 (288 百万円) の適用を見込む。</p> <p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和 5 年度までに 42 社増加し 265 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業 (年平均で約 32 社) が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <table border="1" data-bbox="639 1514 1412 1749"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>47</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 1 年度から令和 4 年度の活用企業数 (実績) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」から試算。令和 5 年度については沖縄県調査による件数。</p>	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15
項目	R1	R2	R3	R4	R5																											
所得控除	3	1	1	3	2																											
投資税額控除	47	36	27	12	8																											
特別償却	9	3	3	2	5																											
計	59	40	31	17	15																											
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>○事業所税の資産割の課税標準の特例  ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置  ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置  ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減  ・関税の課税物件の確定に関する特例措置 (保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。)</p>																														

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>																																	
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																																	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。また、本特例措置においては、集積地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由</p> <p>(1) 所得控除 所得控除については、対象業種が5業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。</p> <p>(2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のあがる投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p>																																	
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p>	<p>(単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>74</td> <td>173</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>27</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>170</td> <td>52</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>41</td> <td>15</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table> <p>(R3~R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度については沖縄県調査による件数及び金額)</p>	項目		R3	R4	R5	所得控除	適用件数	1	3	2	適用額	74	173	183	投資税額控除	適用件数	27	12	8	適用額	170	52	310	特別償却	適用件数	3	2	5	適用額	41	15	306
項目		R3	R4	R5																															
所得控除	適用件数	1	3	2																															
	適用額	74	173	183																															
投資税額控除	適用件数	27	12	8																															
	適用額	170	52	310																															
特別償却	適用件数	3	2	5																															
	適用額	41	15	306																															

租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>134</td> <td>74</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>158</td> <td>170</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>23</td> <td>41</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文: 12、42の9、45、60、68の13、68の27、68の63</p>	項目		R2	R3	R4	所得控除	適用件数	1	1	3	適用額	134	74	173	投資税額控除	適用件数	36	27	12	適用額	158	170	52	特別償却	適用件数	3	3	2	適用額	23	41	15			
	項目		R2	R3	R4																															
所得控除	適用件数	1	1	3																																
	適用額	134	74	173																																
投資税額控除	適用件数	36	27	12																																
	適用額	158	170	52																																
特別償却	適用件数	3	3	2																																
	適用額	23	41	15																																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約32社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <p>なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、企業の投資活動が活発化することで、企業集積が進むことが見込まれる。</p> <p>(測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数の増加</li> </ul> <p style="text-align: center;">実績及び将来の見込み (単位: 社)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(実績)</td> <td>59</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和1年度から令和4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。 ※うち新規立地企業数、令和6年度の活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「適用額・減収額見込み」参照。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	R6	活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-	うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37	うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																														
活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-																														
うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-																														
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37																														
うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3																														
前回要望時の達成目標	<p>令和5年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を22社とする。</li> </ul> <p>※年平均で21社立地し、そのうち30%超の企業が本特例を活用するものと試算</p>																																			

	<p>前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>実績及び将来の見込みによれば、令和3年度から令和5年度の新規立地企業のうち本特例措置を活用した企業数の実績は4社となっており、目標値を下回っている。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。</p> <p>今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。</p> <p>引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成10年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> </ul> </li> <li>○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> </li> <li>○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> </ul> </li> <li>○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> </ul> </li> <li>○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等）</li> </ul> </li> <li>○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 延長</li> </ul> </li> <li>○令和4年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等）</li> <li>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</li> </ul> </li> </ul>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府男女共同参画局総務課）

項目名	（独）国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税		
要望の内容	<p>○特例措置の対象 （独）国立女性教育会館（NVEC）を機能強化し男女共同参画のナショナルセンター（以下「法人」という。）とすることに伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>○特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税（公共法人等（所得税法第11条第1項、別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>・法人税（公共法人（法人税法第2条第5号、第4条第2項、別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>・登録免許税（非課税法人（登録免許税法第4条第1項、第5条第1号、別表第二）として非課税措置を適用）</li> <li>・消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用）</li> <li>・印紙税（非課税法人（印紙税法第5条第2号、別表第二）として非課税措置を適用）</li> </ul>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、(独)国立女性教育会館を機能強化することにより、各地の男女共同参画センターを支援し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図り、男女共同参画社会の形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>男女共同参画社会の形成については、男女共同参画社会基本法の制定以来、政府においては、男女共同参画基本計画の策定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定等の各種措置を講じてきた。</p> <p>地方公共団体においても、都道府県男女共同参画計画等の策定を始め、国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の区域の特性に応じた施策が講じられ、民間の団体においても、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組が進められてきたところである。</p> <p>しかしながら、近年、若い女性が地方から大都市へと出て行く傾向が強まっており、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっている。その背景には、根強い固定的な性別役割分担意識があると考えられ、全国津々浦々でジェンダーギャップを解消し、男女共同参画社会を実現するためには、現場でその取組を担う全国の男女共同参画センターを人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、(独)国立女性教育会館を男女共同参画のナショナルセンターとして機能強化し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図る。</p> <p>法人の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）</p> <p>Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進</p> <p>地域間で女性活躍・男女共同参画の進捗に差異が見られる一方、地域ごとに女性を取り巻く状況（雇用、生活環境、性別役割分担意識等）も異なっているため、(独)国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化を進め、男女共同参画センターの職員の育成・専門性の向上を図り、地域の企業、経済団体、学校、NPO等における女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成すること等により、地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されることを目指す。</p> <p>⑥ (独)国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化</p> <p>女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、(独)国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンタ</p>

			<p>一の機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】</p> <p>機能強化後のNWECの事業については、NWEC及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書を踏まえ、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、地域の男女共同参画推進の担い手を育成する研修プログラムの開発、全国の男女共同参画センター・企業・学校等との連携推進、テレワークにより幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図る。</p> <p>また、同報告書においては、施設の在り方についても今後検討していくことが必要と述べられていることを受け、男女共同参画のナショナルセンターの機能を有効に発揮できるよう、NWECが所在する埼玉県及び嵐山町の声を丁寧に聞きながら検討を行う。【内閣府、文部科学省】</p> <p>将来的に、NWECの支援の下で、センターが地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、NWECは、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進めることとする。【内閣府、文部科学省】</p> <p>また、情報の収集や検討を進めるに当たって、NWECは、センターや地方公共団体が地域女性活躍推進交付金を活用する等して実施する人材育成事業の一部に参画し、地域におけるネットワーク構築を支援するとともに、事業の評価・検証を通じて今後の研修充実に向けてノウハウを得ることを目指す。【内閣府、文部科学省】</p> <p>機能強化後のNWECにおいて、就労状況など統計データを整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約し、その分析結果を全国のセンター等に提供することや、NWEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。【内閣府】</p>
	政策の達成目標		地域ごとの男女共同参画社会の形成に係る格差の解消による、全国各地での男女共同参画社会の形成の促進。
	租税特別措置の適用又は延長期間		期間の定めのない措置

		同上の期間中の達成目標	地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されること。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当される法人について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に男女共同参画社会の形成の促進のための研修、広報啓発、調査研究、連携体制の構築等の業務を実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	(地方税) 法人住民税(道府県民税、市町村民税)、個人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、自動車税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、地方消費税
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	法人は、業務運営に係る予算が国費により充当される独立行政法人であり、その業務内容は極めて公共性が高い。 他の独立行政法人と同様、税制上の特例を受けるに妥当する。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	



	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地域経済活性化支援機構担当室）

項 目 名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和7年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域経済活性化支援 【施策】 6. 地域経済活性化に関する施策の推進
		政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有効性	政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
		要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特長や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。
これまでの要望経緯	平成25年度要望(新設) 平成28年度要望(拡充及び延長) 平成31年度要望(拡充及び延長) 令和4年度要望(拡充及び延長)	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

項目名	特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要 望 の 内 容	<p>学校法人や公益法人、地方公共団体等（以下「公益法人等」という。）が、生徒や学生（以下「学生等」という。）に対して、無利息等の条件で貸付を行う事業については、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）（※）の貸与型奨学金と同様に、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税が非課税とされている（租税特別措置法第91条の3第2項、令和7年3月31日までの時限措置）。</p> <p>この時限措置について、以下のとおり期限の延長を要望するとともに、文言の適正化を図る。</p> <p>① 令和10年3月31日までの延長を要望する。</p> <p>② 本制度の対象となるための要件の一つとして、租税特別措置法施行令第52条の2第3項において、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第3項の認定を受ける者と同程度の経済的理由により修学に困難があるものを対象とすること（すなわち、JASSOの有利子奨学金と同程度の家計基準を設けること）が規定されている。この趣旨は、経済的理由により修学が困難な学生等の教育費の負担軽減に寄与する事業を対象とすることにあるため、より低い世帯年収の者のみを対象とするような家計基準を設けている事業を排除していない。他方で、「同程度」という規定は、一定程度世帯年収がある者までを支援対象としなければならないかのような誤解も生じかねないことから、文言の適正化のため、「同程度」を「同程度又はそれ以下」に改めることを要望する。</p> <p>※ JASSOが実施する学資の貸与に係る業務に関する文書は、印紙税法第5条第1項第3号別表第三において印紙税が非課税とされている。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大学において、実施主体を問わず、何らかの給付型又は貸与型の奨学金を利用している学生は 55%（抽出調査）であるなど、奨学金の受給ニーズは高い。JASSO による奨学金事業の充実のみならず、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進し、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制の充実を図ることが必要である。</p> <p>公益法人等が行う貸与型奨学金等の教育資金貸付事業は、特定の分野・地域において修学する学生や、経済的困難以外にも困難を抱える学生を支援対象とするなど、特色ある奨学金事業を実施しており、公財政による奨学金事業を補完する重要な役割を果たしている。</p> <p>このような貸付事業について、引き続き、貸与に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減するため、本措置の延長が必要である。</p>
--------------------------	--

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策 18. 公益認定等 施策 22. 公益法人制度改革等の推進</p>										
		<p>政策の達成目標</p>	<p>民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等が活発に実施されるとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担が軽減され、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制が充実する。</p>										
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで</p>										
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>本措置が適用される事業の更なる件数の拡大に努める。</p>										
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>JASSO による奨学金受給ニーズはもとより、公益法人等が実施する奨学金の受給ニーズは依然として高く、引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の促進を図る必要がある。 （参考）非課税措置の実績（）内は公益法人の内数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595 (62)</td> <td>587 (69)</td> <td>582 (70)</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568 (4,063)</td> <td>12,746 (4,707)</td> <td>12,478 (3,955)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 6 年 7 月時点の対象事業数は 635 事業（うち公益法人 75 事業）</p>		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)	対象文書件数	12,568 (4,063)
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度										
対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)										
対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)										

有効性	要望の措置の適用見込み	今後、毎年約1万3千件の文書について本措置が適用されるものと見込まれる。(直近3カ年の令和3年度～令和5年度実績をもとにした推計)																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公益法人等が学生等に対して無利息等の条件で貸付を行う事業の借用証書等に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施が促進され、経済的支援を必要としている学生等の支援の選択肢が広がり、一層の負担軽減に寄与する。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	都道府県又は公益法人が都道府県に代わって実施する奨学金事業に係る印紙税の特例措置(租税特別措置法第91条の3第1項)																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かし、専門人材の育成等のための各業界のニーズ等にも即応した経済的に困難な学生等の支援事業を促進することが必要であり、そのための施策として、公益法人等が無利息等の条件で貸付を行う事業について、貸与者又は借受人が作成した文書(借用証書等)に課される印紙税を非課税とすることは妥当性がある。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和5年度末時点で、582事業(うち公益法人70事業)が本制度の非課税措置の対象として確認を受けている。本措置の適用により、平成28年度からの合計で105,568件(うち公益法人41,175件)の文書に係る印紙税が非課税となっており、同年度からの合計で131,417,600円(うち公益法人52,680,600円)分の印紙税が非課税となった。</p> <p>( )内は公益法人の内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施年度</th> <th>対象事業数</th> <th>対象文書件数</th> <th>非課税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>595 (62)</td> <td>12,568件 (4,063件)</td> <td>16,148,200円 (5,131,400円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>587 (69)</td> <td>12,746件 (4,707件)</td> <td>15,167,800円 (5,852,400円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>582 (70)</td> <td>12,478件 (3,955件)</td> <td>14,969,600円 (4,702,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末時点の実績 ※令和6年7月時点の対象事業数は635事業(うち公益法人75事業)</p>	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額	令和3年度	595 (62)	12,568件 (4,063件)	16,148,200円 (5,131,400円)	令和4年度	587 (69)	12,746件 (4,707件)	15,167,800円 (5,852,400円)	令和5年度	582 (70)	12,478件 (3,955件)	14,969,600円 (4,702,200円)
	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額														
令和3年度	595 (62)	12,568件 (4,063件)	16,148,200円 (5,131,400円)															
令和4年度	587 (69)	12,746件 (4,707件)	15,167,800円 (5,852,400円)															
令和5年度	582 (70)	12,478件 (3,955件)	14,969,600円 (4,702,200円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本制度の非課税措置の適用を受けている事業において、令和5年度の1年間で、12,478件の文書が作成され、1件あたり平均1,200円(総額14,969,600円)の印紙税が非課税となっており、経済的支援を必要としている学生等が、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金等を利用しやすくする効果があった。												
	前回要望時の達成目標	公益法人等による奨学金貸与に係る印紙税を非課税とすることで、多様なニーズに対応する奨学金事業が活発に実施されることを通じて、民間資金を活用した奨学金事業の促進を図る。												
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>対象事業数が着実に増加しており、JASSOによる奨学金受給ニーズはもとより、公益法人等が実施する奨学金の受給ニーズも依然として高い。引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸付型奨学金事業等の促進を図る必要がある。</p> <p>(参考) 非課税措置の実績 ( )内は公益法人の内数</p> <table border="1" data-bbox="563 752 1487 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595 (62)</td> <td>587 (69)</td> <td>582 (70)</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568 (4,063)</td> <td>12,746 (4,707)</td> <td>12,478 (3,955)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年7月時点の対象事業数は635事業(うち公益法人75事業)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)	対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)											
対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)											
これまでの要望経緯		平成28年4月1日 新設 平成31年度税制改正 延長(～令和4年3月31日まで) 令和4年度税制改正 延長(～令和7年3月31日まで)												



令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府 大臣官房公益法人行政担当室、政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当））

項 目 名	特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	法人から特定公益増進法人等へ寄附する場合の特別損金算入限度額について、 ・特別損金算入限度額を拡充する ・寄附額が特別損金算入限度額を超過した場合でも、翌年度以降5年間、繰り越して損金算入できるようにする。		
	（関係条文 法人税法第37条 法人税法施行令第77条、第77条の2 法人税法施行規則第23条の2、第23条の3、第24条）		
	平年度の減収見込額	（精査中）	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国が発展し、豊かな社会を築いていく上で、政府や地方自治体による行政の取組だけでなく、民間の活力を活用することは極めて重要である。</p> <p>とりわけ、学校法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、更生保護法人、認定 NPO 法人等（以下「特定公益増進法人等」とする。）は、公益的な活動を行う法人であり、その活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれており、そのための方策として、民間資金を積極的に活用し、寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を充実していくことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国が発展し、豊かな社会を築いていくうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人は、それぞれの学校が「建学の精神」に基づく個性豊かな活動を展開し、多様化する国民のニーズに応え、我が国の学校教育の発展にとって、質及び量の両面から重要な役割を果たしていること</li> <li>・公益社団・財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的として、学術、技芸、慈善等に関する様々な活動を通じて、行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会のニーズを満たすことに貢献していること</li> <li>・認定 NPO 法人等は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等の様々な分野において、地域における社会的課題解決のための活動を行う重要な担い手となっていること</li> </ul> <p>など、これらの法人の役割は必要不可欠となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」、「教育振興基本計画」等の閣議決定文書においても、その重要性や寄附金収入の増加による財務基盤の強化を含めた環境整備の必要性が指摘されているなど、産学官においてこれまで以上に民間資金を集めることが求められている。</p> <p>現状、特定公益増進法人等に対する企業寄附については、一般の限度額とは別枠で損金算入可能な限度額（特別損金算入限度額）が設けられているが、企業においては決算が到来するまで当該限度額が把握できないため、寄附をためらうケースが指摘されている。</p> <p>このため、本要望による措置によって、企業が寄附しやすい環境作りを図り、公益的な活動の一層の充実を図ることが必要である。</p> <p><b>経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）</b>        第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現        ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～        6. 幸せを実感できる包摂社会の実現        （1）共生・共助・女性活躍社会づくり        （共助）        寄附の促進等に加え、NPO の行う事業を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。</p> <p><b>教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）</b>        目標 12 指導體制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化        ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立        ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。</p> <p>目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保        ○私立学校の教育研究基盤の整備</p>
---	---

		<p>・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	—
		<p>政策の達成目標</p>	—
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	—
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	—
		<p>政策目標の達成状況</p>	—
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	—
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	—
	<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	—
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	新規要望	